



東光監査法人

TOKOニュースレター

Vol. 14/2011年12月号

発行日：2011年12月19日

今年は、3月に東日本大震災があり日本にとって激動の一年でした。今年の出来事は、いろいろな意味で我々に気付きを与えてくれたと思います。これを来年の活力に変えましょう！

I. 最新情報（2011年11月1日～2011年11月30日）

1. 一般会計（会計制度委員会）

特になし。

2. IFRS 関係（会計制度委員会）

CPA協会 HP掲載日	種 類	タイトル	内 容	適用時期
2011年11 月30日	意見	IASB「アジェンダ 協議2011 意見 募集」に対する意見 について	平成23年7月26日に国際会計基準審議会（IASB）から、「アジェンダ協議2011－意見募集」が公表され、意見が求められました。 日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、当該公開草案に対するコメントを取りまとめ、平成23年11月30日付けて提出いたしましたのでお知らせいたします。	－

3. 非営利・公会計（非営利法人委員会・公会計委員会）

特になし。

4. 学校法人会計（学校法人委員会）

CPA協会 HP掲載日	種 類	タイトル	内 容	適用時期
2011 年 11 月 11 日	研究 報告	学校法人委員会研究報告第8号「計算書類の様式等のチェックリスト及び科目別のチェックリスト」及び同第16号「計算書類の注記事項の記載に関するQ&A」、学校法人会計問答集（Q&A）第2号「私立大学退職金財団に対する負担金等に関する会計処理及び監査上の取扱いについて」の一部改正について	<p>日本公認会計士協会（学校法人委員会）は、平成23年11月8日の常務理事会の承認を受けて、以下の研究報告等の一部改正を公表しましたので、お知らせいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校法人委員会研究報告第8号「計算書類の様式等のチェックリスト及び科目別のチェックリスト」の一部改正について 学校法人委員会研究報告第16号「計算書類の注記事項の記載に関するQ&A」の一部改正について 学校法人会計問答集（Q&A）第2号「私立大学退職金財団に対する負担金等に関する会計処理及び監査上の取扱いについて」の一部改正について <p>これらの研究報告等の一部改正は、「退職給与引当金の計上等に係る会計方針の統一について（通知）」（文部科学省 平成23年2月17日）及び当該通知を受けて取りまとめた学校法人委員会実務指針第44号「「退職給与引当金の計上等に係る会計方針の統一について（通知）」に関する実務指針」（日本公認会計士協会 平成23年5月17日）を受けて対応したものです。</p> <p>なお、学校法人会計問答集（Q&A）第2号「私立大学退職金財団に対する負担金等に関する会計処理及び監査上の取扱いについて」については、所要の見直しを行い、学校法人委員会研究報告第22号「私立大学退職金財団に対する負担金等に関する会計処理及び監査上の取扱いに関するQ&A」として取りまとめました。</p>	—

Ⅱ. 連絡広場

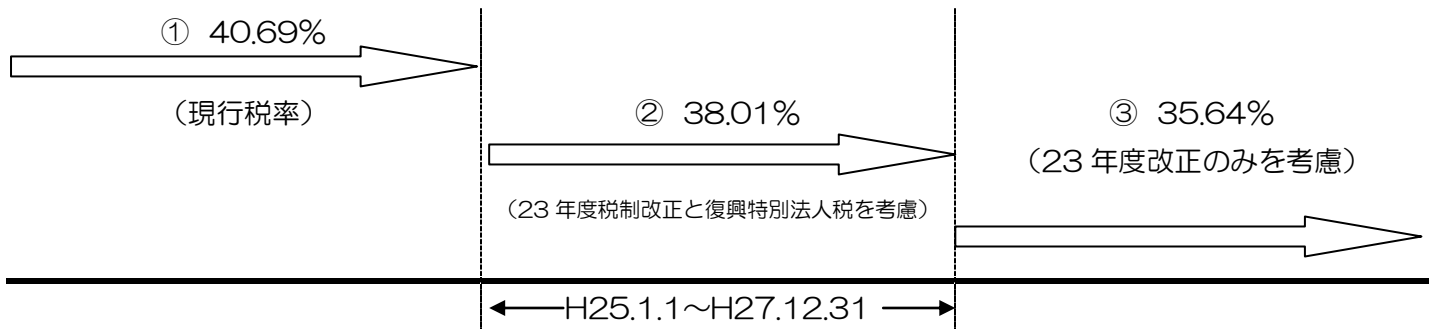
1. ワンポイントメッセージ

<平成 23 年度税制改正法及び復興財源確保法の影響>

23 年度税制改正法及び復興財源確保法が平成 23 年 11 月 30 日に成立、12 月 2 日に公布されました。これにより、平成 24 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から法人税率は現行の 30% から 25.5% に引き下がります。また復興財源確保法により、平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までに開始する事業年度に復興特別法人税として 2.55% (=25.5%×10%) が 3 年間引き下がった法人税に上乗せされます。注意すべき点は、公布が 12 月になったので、12 月以降の年度決算及び四半期決算において税効果会計に使用される法定実効税率が改正後のものになる点です。下記に税制改正が税効果に及ぼす影響と実務上の留意点について解説します。

1. スケジューリングにより適用される税率が異なる

税効果会計では、資産負債法が採用されていることから、繰延税金資産及び負債の金額は、一時差異の回収又は支払いが行われると見込まれる期の税率に基づいて計算するものとしています（税効果会計基準第二・二1）。今回の税制改正では、期間に応じて下記のように法定実効税率が変化しますので、スケジューリングにあわせた計算が必要となります。12 月決算（東京都の場合）を前提にすると下記ようになります。



① 平成 24 年 12 月 31 日までに解消される一時差異は、現在適用されている法定実効率となります。

<計算式>

$$40.69\% = \frac{30\% \times (1 + 20.7\% (\text{住民税率})) + 7.55\% (\text{事業税率})}{1 + 7.55\% (\text{事業税率})}$$

② 平成 25 年 1 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日までに解消される一時差異については、引き下げられた法人税率に復興特別法人税を上乗せした法定実効税率が適用されます。

<計算式>

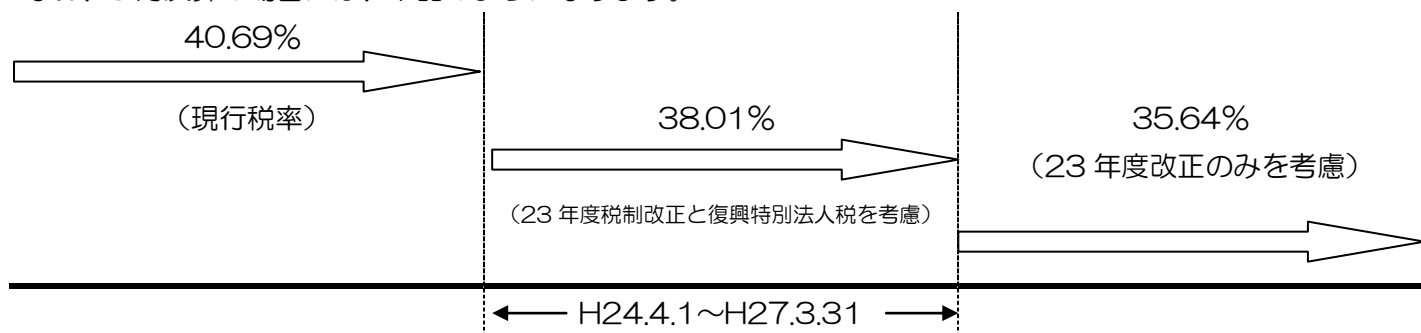
$$38.01\% = \frac{25.5\% \times (1 + 10\% (\text{復興特別法人税})) + 20.7\% (\text{住民税率}) + 7.55\% (\text{事業税率})}{1 + 7.55\% (\text{事業税率})}$$

③ 平成 28 年 1 月 1 日以降に解消される一時差異は、引き下げられた法人税率のみを反映させた法定実効税率が適用されます。

<計算式>

$$35.64\% = \frac{25.5\% \times (1 + 20.7\% (\text{住民税率})) + 7.55\% (\text{事業税率})}{1 + 7.55\% (\text{事業税率})}$$

なお、3 月決算の場合には、下記ようになります。



2. 3 月決算会社の第 3 四半期の取扱い

四半期決算及び中間決算においても原則として上記 1 と同じ扱いになります。従って、平成 23 年 12 月期第 3 四半期に使用する法定実効税率は下記ようになります。

- ・平成 24 年 3 月 31 日までに回収等が見込まれる一時差異等・・・・・・・・・・・・・・・・ 40.69%
- ・平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までに回収等が見込まれる一時差異等・・・・ 38.01%
- ・平成 27 年 4 月 1 日以降に回収等が見込まれる一時差異等・・・・・・・・・・・・・・・・ 35.64%

なお四半期財務諸表における開示に関して、税率変更に関する注記の明示的な規定はありません（四半期会計基準第 19 項 25 項）。しかし、当該税率変更について、四半期財務諸表提出会社の利害関係人が当該四半期財務諸表に係る四半期会計期間が属する事業年度の財政状態及び経営成績及びキャッシュフローの状況について適正な判断を行うために必要な事項として認められる場合には、追加情報として注記することが考えられます。

3. 期首までの繰延税金資産及び負債の扱い

期首に計上されていた繰延税金資産及び負債は、一時差異等の解消スケジュールリングと繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い（監査委員会報告 66 号）に規定している会社区分に従って、金額を修正することになります。修正により生じた差額は、当期の法人税等調整額に加減されます。

4. 繰越欠損金の控除限度額の規定による影響

平成 23 年度法人税法の改正では、繰越欠損金の控除限度額に関する規定が盛り込まれています。具体的には、平成 24 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から繰越欠損金の控除限度額は、繰越控除をする事業年度のその繰越控除前の所得の 80%相当額とするものであり、その控除期間も 7 年から 9 年に延長になりました。従って、これに合わせて繰越欠損金の解消スケジュールを再検討するとともに、繰延税金資産の再計算が必要となります。

5. スケジューリング不能な一時差異に適用する実効税率

繰延税金資産の回収可能性の判断に際して、会社区分が1（期末における将来減算一時差異を十分に上回る課税所得を每期計上している会社等）に分類された場合、スケジューリング不能な一時差異についても、回収可能性があると見て繰延税金資産を計上していると思われます。この繰延税金資産に適用する法定実効税率は、解消時期が適切に見積もれない以上 35.64%を適用すべきであると考えられます。

6. 繰延ヘッジ損益の取り扱い

繰延ヘッジ損益に適用される法定実効税率は、ヘッジ手段の決済時期などをベースにして、回収又は支払が行われる期の法定実効税率を適用すべきであると考えられます。

（参考文献：週刊経営財務No. 3044、週刊税務通信No. 3185、新日本有限責任監査法人HP）

2. 今月のQ&A

Q	ソフトウェアの取得（学校法人関係） 当学園は、小さい幼稚園です。平成21年度にソフトウェアの取得が無かったので重要な会計方針の変更として記載しておりませんでした。しかし、翌年度ソフトウェアを取得したのですが、注記は必要なのでしょうか？
---	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

A. 会計方針の変更としての取扱は、前年度において会計方針があり、会計処理が行われていることが前提となると考えられます。従ってソフトウェアの取得が全く無かったのであれば、会計方針の変更には該当しません。今回のようにソフトウェアを取得した場合は、その内容を明らかにさせるため、重要性があれば、「その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項」として注記することが望ましいと考えられます。

【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-7-4 彩風館6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703

以 上